計算書類に対する注記（専門学校健祥会学園拠点区分用）

令和 5年 3月31日現在

法人名　　：社会福祉法人　健祥会

１.重要な会計方針

（１）固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

当拠点区分は、定額法による減価償却を実施している。

②無形固定資産（リース資産を除く）

当拠点区分は、定額法による減価償却を実施している。

（２）徴収不能引当金の計上基準

当拠点区分は、期末時の利用者等に対する債権残高のうち１年を超える期間にわたり未徴収の債権の全額及びその他の債権残高に対して過去の徴収不能額の発生割合に応じた金額を徴収不能引当金として計上している。

（３）賞与引当金の計上基準

当拠点区分は、決算日後最初に支給する賞与の支払いに備えるため、当該支給予定額のうち、当年度に帰属する期間に相当する金額を賞与引当金に計上している。

（４）消費税の取扱い

当拠点区分は、消費税等の会計処理として、税込方式によっている。

２.重要な会計方針の変更

該当する事項はない。

３.採用する退職給付制度

当拠点区分は、職員の退職給付に充てるため、確定給付制度を採用している。確定給付制度では退職給付として給与と勤務期間に基づいた一時金を支給している。

４.拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりである。

（１）専門学校健祥会学園拠点区分計算書類(会計基準省令第１号第４様式、第２号第４様式、第３号第４様式)

（２）拠点区分事業活動明細書(別紙３⑪)

ア．専門学校健祥会学園　介護福祉学科

イ．専門学校健祥会学園　理学・作業療法学科

ウ．専門学校健祥会学園　保育学科

エ．専門学校健祥会学園　介護福祉士実務者研修

オ．専門学校健祥会学園　介護技術講習会

（３）拠点区分資金収支明細書(別紙３⑩)は省略している。

５.基本財産の増減の内容及び金額

該当する事項はない。

６.基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩

該当する事項はない。

７.担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

土地（その他の固定資産）	274,818,100円
建物（その他の固定資産）	528,594,340円
計	803,412,440円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

設備資金借入金（１年以内返済予定額を含む）	48,000,000円
計	48,000,000円

８.有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は以下のとおりである。

（単位：円）

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物	1,790,701,437	1,188,500,532	602,200,905
構築物	119,905,108	102,055,250	17,849,858
機械及び装置	37,482,915	37,482,908	7
車輌運搬具	3,710,239	3,710,236	3
器具及び備品	141,448,832	132,195,192	9,253,640
合　計	2,093,248,531	1,463,944,118	629,304,413

９.満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当する事項はない。

１０.重要な後発事象

該当する事項はない。

１１.その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当する事項はない。